

# 船舶事故調査報告書

平成24年5月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月10日（火） 13時00分ごろ
発生場所	和歌山県広川町唐尾 <sup>から</sup> 海岸沖 唐尾港北防波堤灯台から真方位237°600m付近 （概位 北緯34°00.3′ 東経135°08.2′）
事故調査の経過	平成22年9月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ボンバイエ <sup>まる</sup> 〇号、0.1トン 250-51234大阪、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成17年3月 B 水上オートバイ ピッチー、5トン未満 250-46870大阪、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、95kW、平成13年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 37歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年3月15日 免許証交付日 平成22年3月15日 （平成27年3月14日まで有効） B 船長B 男性 24歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年6月29日 免許証交付日 平成21年6月29日 （平成23年6月28日まで有効）
死傷者等	A 負傷 2人（同乗者A <sub>1</sub> 及び同乗者A <sub>2</sub> ） B なし
損傷	A 右舷船首部破口、中央部及び後部各割損、船尾部センターポール曲損 B 船首部えい航フック曲損
事故の経過	A船は、船長Aほか同乗者2人（以下、船長の後部の同乗者を「同乗者A <sub>1</sub> 」及び最後部の同乗者を「同乗者A <sub>2</sub> 」という。）が乗船し、遊走するために唐尾海岸を発進した。 船長Aは、広川町ばべ鼻を船首目標にして約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北進中、B船が、A船の前方を左方から右方へ通過するのを視認したのち、A船の右前方を同航する状況となったが、そのまま

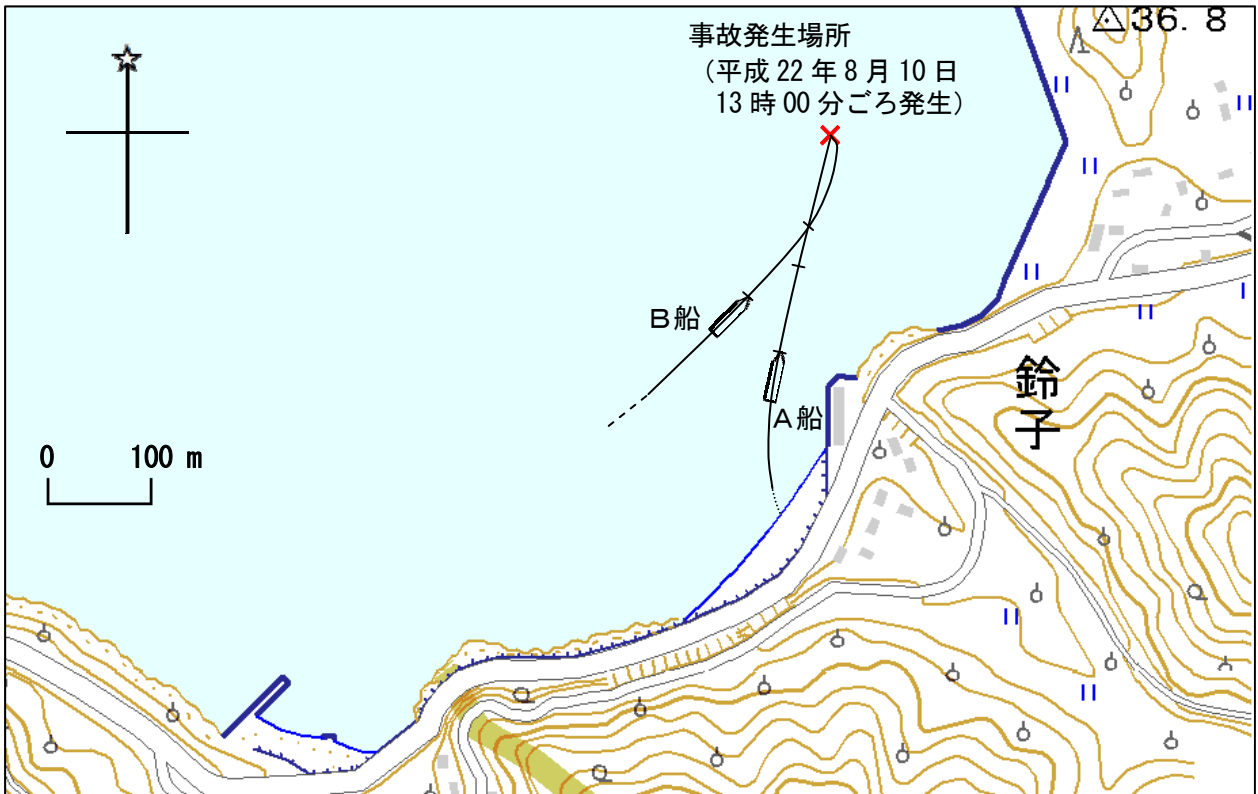
	<p>航行した。</p> <p>船長Aは、B船がA船の前方を通過したので、船長BがA船を認識していると思ってB船を右前方に見ながら北進中、B船が急に左転し、A船に向首する状況となったが、B船との衝突を避けることができず、平成22年8月10日13時00分ごろ、唐尾海岸沖において、A船の右舷前部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか同乗者2人が乗船し、唐尾海岸沖を遊走していた。</p> <p>船長Bは、遊走中に周囲を見て海岸に水上オートバイが1隻いるのを確認し、沖に向かって航行した。</p> <p>船長Bは、約35km/hの速力で北進中、沖まで遊走したので左に旋回しようと思い、操縦ハンドルを左に切って左転したところ、目前にA船を視認したが、A船との衝突を避けることができずにB船の船首部とA船の右舷前部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>が負傷していたので、友人に119番通報を依頼した。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>は、到着した救急車により病院に搬送され、それぞれ右膝下開放骨折を負った。</p> <p>(付図1 事故発生場所図、付図2 推定航行経路図 参照)</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、気温 約30℃、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし、波高 なし、潮汐 低潮時</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>唐尾海岸沖では、本事故当時、A船及びB船だけが遊走していた。</p> <p>船長Aは、A船の右前方にB船が位置して共に北進する状況になった際、A船の速力がB船の速力よりも少し速いと感じていた。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="513 1176 813 1220">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1176 1457 1220">A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1220 813 1265">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1220 1457 1265">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1265 813 1310">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1265 1457 1310">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1310 813 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1310 1457 2065"> <p>A船は、唐尾海岸沖を北進中、B船が、A船の前路を左方から右方に通過してA船の右前方を同航する状況となったのちに左転し、A船に向けて航行してきたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、唐尾海岸沖を北進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったことから、左後方のA船に気付かずに左転してA船に向首する状況となり、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の前方を通過したB船が、A船の存在を認識しており、A船に向けて左転することはないと思っていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船がA船の右前方を同航する状況となった際、A船がB船より速く、接近する状況であったことから、適切な船間距離をとっていれば、B船が左転しても本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、遊走中に周囲を見て海岸に水上オー</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、唐尾海岸沖を北進中、B船が、A船の前路を左方から右方に通過してA船の右前方を同航する状況となったのちに左転し、A船に向けて航行してきたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、唐尾海岸沖を北進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったことから、左後方のA船に気付かずに左転してA船に向首する状況となり、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の前方を通過したB船が、A船の存在を認識しており、A船に向けて左転することはないと思っていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船がA船の右前方を同航する状況となった際、A船がB船より速く、接近する状況であったことから、適切な船間距離をとっていれば、B船が左転しても本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、遊走中に周囲を見て海岸に水上オー</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、唐尾海岸沖を北進中、B船が、A船の前路を左方から右方に通過してA船の右前方を同航する状況となったのちに左転し、A船に向けて航行してきたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、唐尾海岸沖を北進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったことから、左後方のA船に気付かずに左転してA船に向首する状況となり、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の前方を通過したB船が、A船の存在を認識しており、A船に向けて左転することはないと思っていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船がA船の右前方を同航する状況となった際、A船がB船より速く、接近する状況であったことから、適切な船間距離をとっていれば、B船が左転しても本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、遊走中に周囲を見て海岸に水上オー</p>								

		トバイが1隻いるのを確認していたことから、B船の周囲に他船はいないと思っていたものと考えられる。
原因	本事故は、唐尾海岸沖において、A船及びB船が共に北進中、船長Bが適切な見張りを行っていなかったため、左転したところA船に向首することとなり、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの操縦ハンドルを切るときは、旋回側の状況を目視で確認すること。</li> <li>・他の水上オートバイと同航する際は、適切な船間距離として航行すること。</li> </ul>	

付図1 事故発生場所図



付図2 推定航行経路図



国土地理院 電子国土 Web システム利用